

鳥取縣公報

第 千 二 十 四 號
昭 和 十 四 年 四 月 二 十 八 日
金 曜 日

本書ノ大キサ國定規格A5判

告 示

◇鳥取縣告示第二百八十一號

昭和十三年三月商工省令第八號揮發油及重油販賣取締規則第五條ノ二ノ規定ニ依ル團體左ノ通指定ス

昭和十四年四月二十八日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

一 團體名及代表者氏名

有限責任 田後村漁業協同組合

理 事 松 本 七 郎

二 主タル事務所ノ所在地

鳥取縣岩美郡田後村

◇鳥取縣告示第二百八十二號

度量衡法施行令第十四條ニ依リ東伯郡竹田村外十七ヶ村度量衡器計量器第一種取締左記ノ通執行ス

昭和十四年四月二十八日

検査執行期日	器物提出 時限	検査執行區域	検査執行場所
昭和十四年五月十日	自午前九時 至午後三時	竹田村	竹田村 特設度量衡検査場
同月十一日	同	旭村	旭村 同
同月十二日	同	三朝村、三徳村、小鹿村	三朝村 同
同月十三日	同	日下村、西郷村	日下村 同
同月十四日	同	上北條村	上北條村 同
同月十五日	同	中北條村	中北條村 同
同月十六日	同	長瀬村	長瀬村 同
同月十七日	同	橋津村、淺津村	橋津村 同
同月十八日	同	宇野村	宇野村 同
同月十九日	同	泊村	泊村 同
同月二十日	同	松崎村、花見村	松崎村、東郷村 組合村
同月二十一日	同	東郷村、舍人村	同 右

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

◆鳥取縣告示第二百八十三號

氣高郡 逢坂村 殿 耕地整理組合設計書變更ノ件認可セリ
小鷲河村 小別所

昭和十四年四月二十八日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

◆鳥取縣告示第二百八十四號

氣高郡 鹿野町 水谷川第二耕地整理組合設計書變更ノ件認可セリ

昭和十四年四月二十八日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

◆鳥取縣告示第二百八十五號

市街地建築物法施行細則第二十五條ニ依リ左ノ通假設建築物建築ノ件許可セリ

昭和十四年四月二十八日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

一 建築主ノ住所氏名 鳥取市立川町一丁目四三番地ノ一

一 建築物ノ所在地 楠 城 七 太 郎

一 用途 鳥取市立川町一丁目四三番地ノ一 住 宅

一 構造 種別 木造 屋根瓦葺二階建

一 建築物ノ面積 建築面積 五五、四〇八平方米
突出セラル部分 五三、六八八平方米

一 命令事項

- 一 本建築物ノ存續期限ハ都市計劃事業實施迄トス
- 一 前項ノ存續期限滿了ノ時ハ都市計劃事業實施者ノ指定スル期日内ニ無償ニテ本建築物ヲ除却スベシ

- 一 本建築物ヲ他人へ讓渡シタル場合ハ十日以内ニ届出ツベシ
- 一 知事必要アリト認ムルトキハ本命令書ノ條項ヲ増減若ハ變更スルコトアルベシ

◆鳥取縣告示第二百八十六號

市街地建築物法施行細則第二十五條ニ依リ左ノ通假設建築物建築ノ件許可セリ

昭和十四年四月二十八日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

一 建築主ノ住所氏名

鳥取市吉成四七四番地

大倉

松

太

郎

一 建築物ノ所在地

鳥取市吉成四七四番地

一 用途

住宅

一 構造種別

木造 屋根瓦葺二階建

一 建築物ノ面積

建築面積 八五、三二平方米
突出セル部分 四八、七五平方米

一 命令事項

- 一 本建築物ノ存續期限ハ都市計劃事業實施迄トス
- 一 前項ノ存續期限滿了ノ時ハ都市計劃事業實施者ノ指定スル期日内ニ無償ニテ本建築物ヲ除却

選舉告示

- 一 本建築物ヲ他人へ讓渡シタル場合ハ十日以内ニ届出ツベシ
- 一 知事必要アリト認ムルトキハ本命令書ノ條項ヲ増減若ハ變更スルコトアルベシ

◆選舉告示第十一號

昭和十四年五月執行衆議院議員選舉法第七十五條ノ規定ニ依ル選舉ニ付開票管理者ノ爲ス告示ハ鳥取縣ニ於テ發行スル鳥取縣公報ニ登載ス

但シ鳥取縣公報ニ登載スルノ暇ナキトキハ開票所ノ門戸ニ揭示ス

昭和十四年四月二十八日

衆議院議員選舉鳥取縣選舉區岩美郡開票區開票管理者

地方事務官

大

村

壽

同

八頭郡開票區開票管理者

同

丹

羽

寒

月

同

氣高郡開票區開票管理者

同

窪

田

國

藏

同

東伯郡開票區開票管理者

同

香

田

宗

一

00322

選舉告示第十二號

昭和十四年五月執行衆議院議員選舉鳥取縣選舉區選舉會ノ場所及日時左ノ通定ム
昭和十四年四月二十八日

一 鳥取縣廳
一 昭和十四年五月六日午後一時

衆議院議員選舉鳥取縣選舉區選舉長
鳥取縣知事 副 見 喬 雄

同 同 西伯郡開票區開票管理者
同 同 荻野英男
同 同 日野郡開票區開票管理者
同 同 井崎秀雄
同 同 鳥取縣廳

彙報

四月二十六日發行「週報」並ニ「寫真週報」掲載内容左記ノ通

- 一 靖國神社と日本臣民 (陸軍省情報部)
- 一 戦時下の勞務需給對策 (海軍省海軍軍需普及部)
- 一 列國の陸軍軍備 (厚生省)
- 一 敵の所謂四月攻勢 (陸軍省情報部)
- 一 緊迫する中歐とバルカン (外務省情報部)

新東亞讀本 (四)

- 一 新支那人物素描 (横田實)
- 一 靖國神社臨時大祭
- 一 大陸から來た市長さん
- 一 復興の春 厦門
- 一 アストリアに結ぶ日米親善

00323

- 一 テレヴィイ試驗放送迫る
- 一 セロファン時代
- 一 海外通信 歐洲の表情
- 一 讀者のカメラ
- 一 行旅 死亡人
- 一 取扱人 德島縣德島市長
- 一 本籍、住所、氏名 不詳ノ男推定年齢三十四五才位
- 一 一人 相 身長五尺一寸五分位体格中等鼻高頭髪前高其ノ他普通
- 一 特徴前頭部中央ヨリ少シ右寄りニ細長キ傷痕一
- 一 着衣 人絹鐵色綾羽織一肩披薄茶色羽二重等茶器

正誤

ノ模様入り銘仙茶色縦縞着物一裏ハ花色金中純毛ラクダ色シャツ一毛糸腹巻一黒木綿猿又一人絹絞リ兵古帯ヲ締フ風色巾折帽子ヲ冠ル黒朱子十文足袋一表ロイド張リ桐下駄一

一 所持金 ニツ折財布一現金十六錢内十錢白銅貨一五錢白銅貨一錢銅貨一立花ト刻ツタツケノ印一

右者昭和十三年十一月十日德島市佐古町字初江島市立佐古小学校ヨリ四十間西方ノ畑中ニ死亡シ居タル者ニシテ死体ハ翌日假埋葬ニ附シタリ

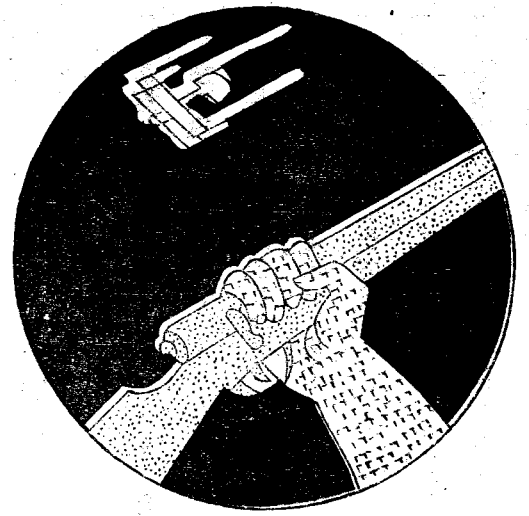
右心當ノ向ハ直接當該市長宛照會相成度

四月七日附鳥取縣訓令甲第三號第十五附表中二頁高等小學校在學者ノ第一學年修了者ノ男女欄「」ハ削除ス 同第三學年卒業者ノ男女欄ニ「」ヲ挿入ス青年學校普通科在學者ノ第一學年修了者ノ男、女欄及合計ノ男女計欄「」ハ削除ス

各種學校(指定セラレタルモノ)在學者、各種學校(指定ナキモノ)在學者、其他ノ學校在學者ノ夫々ノ欄ニ孰モ「△」ヲ挿入ス、種別欄「不詳」ハ「不詳」居所不明ノ爲「他」ノ誤、同表様式説明ノ部六行ノ次ニ「一就職者ハ通勤又ハ住込ノ如何ヲ問ハス他ニ雇傭セラレタル者ヲ掲クヘシ」ヲ挿入ス

昭和十三年十二月二日鳥取縣告示第七百十五號中珠瑯鐵器ノ飯蒸中級品A二三厘二圓二錢ヲ壹圓貳錢ト訂正ス

事變特報



彙報 第一號

舉國一致
 盡忠報國
 堅忍持久

目次

- 一、事變特別發刊に當りて……………鳥取縣知事 副見喬雄…一一頁
- 一、警防團令の逐條解説……………一二頁
- 一、郵便年金法の改正に就て……………一九頁
- 一、護國神社の制度確立に就て……………二〇頁
- 一、銃持つ心で一票報國……………二三頁
- 一、千代川廢川埋立地甘藷栽培團體勤勞作業……………二四頁
- 一、農業報國聯盟鳥取縣支部結成式……………二五頁
- 一、養兔報國の獎勵……………二七頁

事變特報發刊に當りて

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

事變勃發以來既に二箇年に垂んとして、陸に海に空に我が忠勇なる將兵の奮戦と、銃後國民の協戮とは着々聖戰の成果を擴大し、今や殆ど全支を席卷して隣邦其の慶に浴し東亞新秩序の建設の曙光漸く來らんとするものあるに至りました。

然しながら我が八紘一字の大理想を顯現して新東亞を建設し皇威を四海に宣布する我が皇國の大事業より見れば、即ち僅かに其の一階程を進みたるに過ぎず、嚮後長期建設國策遂行の重任彌々重大を加ふるものある事今更言ふ迄もないのであります。

思ふにこの重大なる國策の遂行に就ては管に其の局にあるのみの奮勵盡瘁に止らず、全く國民全体の綜合的精神即ち國民總動員の協力邁進に依らなければ其の目的を達成する事は不可能であります縣では從來發行せる鳥取縣公報に、更に今回その彙報欄を擴張して時變特報を刊行し、縣民一般國策協力の一助とすることをいたしました。各位は此の縣の意のある處を諒せられて逐次發行する彙報を活用せられて、國策遂行に資せられんことを切に希望してやまない次第であります。

勅令第二十號 警防團令の逐條解説

◆ 警防團の目的

第一條 警防團ハ防空、水火消防其ノ他ノ警防ニ従事ス

1、防空

(イ) 意義

防空の意義は防空法に依る、即ち戦時又は事變に際し航空機の來襲に因生すべき危害の防止又は之に因る被害の軽減、陸海軍の行ふ防衛に即應して陸海軍以外の者の行ふ燈火管制消防、防毒、避難、救護並に此等に關し必要なる監視、通信及警報を謂ふのである。

(ロ) 市町村長の防空實施權との關係

警防團令の制定に依り防空實施の權限が防空法に定むる市町村長より警防團長に移るもの

ではないのであつて、警察署長の指揮又は市町村長の指揮に依り警防團が之が實施に當るのである。

2、水火消防

(イ) 意義

水火消防とは、水災及火災の警戒防禦の意味である、舊消防規則に於ては、水防組は別に必要に依り設置せられてをつたものを、消防組の實情に従ひ之を警防團當然の職務として挿入せられたのである。

水防に關しては水利組合に依る水防組及大正五年四月十四日内務省訓令第四號に基く水防組があれど、是等は何れも、水害豫防を目的とする自治的團體であつて、恰も舊來の消防組に對する火災豫防組合又は家庭防火的の存在である。

3、其の他の警防

警備、警備に於ける警察官吏の補助、兇行犯人逮捕及水難救助等を謂ふのである。

4、警戒、防禦の意義警戒防禦には水火災の豫防を含まない、從て火災豫防を目的とする火災豫防組合、水災豫防を目的とする水防組の併存は差支ない譯である。

◆ 設置方法

第二條 地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同シ)ハ職權又ハ市町村長ノ申請ニ依リ警防團ヲ設置スルモノトス

警防團の本質は國家行政を補助執行する國家の機關であつて、國家目的以外に單獨の目的を有する團體を設置するものではない。

其の設置方法は地方長官の職權設置又は市町村長の申請設置の二つに分けてあつて、警防團費用は市町村の負擔である關係上、申請設置を原則とすべきである、但し警防團の設置は地方長官の一方的行政處分たる性質のものであつて、官吏の任命と同様申請を條件とするも何等之に拘束せられるものではない。

1、市町村長の申請の依る設置

(イ) 申請要件

- 名稱、事務所
- 區域
- 組織及定員
- 施設の概要
- 給與

2、地方長官の職權設置

此の場合に在つては名稱、區域を告示するのみであつて、組織、定員、施設、給與等は第十四條に依り、市町村長に諮問するを要するのである。

3、設置の告示

警防團を設置したる場合は地方長官は之を公示するを要することは一般官署の場合と異ならないのである。

◆ 關係名稱の使用禁止

第三條 前條ノ警防團ニ非ザレバ警防團ノ名稱ヲ用フルコトヲ得ズ
他の團體等の名稱には、警防の二字を使用す

00330

ることを禁せられてゐるのであつて、之が違
反者は行政執行に依り取締るべきである。

◇ 區域

第四條 警防團ノ區域ハ市町村ノ區域ニ依ルベ
シ但シ土地ノ狀況ニ依リ市町村内ニ於テ適
宜區域ヲ定ムルコトヲ得

- 1、區域は原則として市町村の區域である、但し一市内に數警察署ある場合には、可成警察署の管轄區域に依るのが適當である。
- 2、本條に謂ふ土地の狀況とは、地理的關係のみに非ず、その他に於ける一切の特殊狀況を含むものであつて、詳しく云へば土地の狀況其他の事情に依るの意である。
- 3、區域とは設置區域たると同時に警防責任區域たるものである。

◇ 構成

第五條 警防團ハ團長、副團長、分團長、部長、
班長及警防員ヲ以テ之ヲ組織ス、但シ分團長、
部長又ハ班長ハ之ヲ置カザルコトヲ得

1、團令以外の役員を置くことも差支へないの
である。

(イ) 通牒に依り顧問を置くことが認められてゐ
る。

(ロ) 分團長、部長、班長等を事實上正副に分つ
ことも必ずしも不當ではない。

◇ 團員の命免

第六條 團長及副團長ハ地方長官其ノ他ノ團員
ハ警察署長之ヲ命免ス

1、辭命を用ひて之を行ふのである。
命免の主體は行政官廳であつて、團長、副團長
に在りては地方長官、其他の團員は警察署
長の名を以て之を行ふのである。

◇ 役員 の 任務

第七條 團長ハ團員ヲ統率シ團務ヲ掌理ス
副團長ハ團長ヲ輔佐シ團長事故アルトキハ之
ヲ代理ス
分團長、部長及班長ハ上長ノ命ヲ承ケ團員ヲ

00331

指揮シテ業務ニ従事ス

- 1、團員の一般的任務は第一の目的で明かである。
- 2、團長は團員を指揮し團務を掌理す、分團長部長、班長は業務に従事す。
即ち前者は事務を主とするに反し後者は警防業務なりの意である。
- 3、上長の命を承けとは分團長、は團長、副團長、班長は部長、分團長、副團長、團長の命を承け等の意である。

◇ 指揮 監督

第八條 警防團ハ地方長官之ヲ監督ス
警察署長ハ地方長官ノ命ヲ承ケ警防團ヲ指揮
監督ス

本條の警察署長は特設消防署の所在地に在り
ては、消防業務に關しては消防署長である。

◇ 行動の指揮

第九條 警防團ハ警察部長(警視廳ニ在リテハ
警務部長)但シ水火消防ニ關シテハ消防部長以

下之ニ同ジ)又ハ警察署長ノ指揮ニ從ヒ行動
スベシ 但シ緊急已ムヲ得ザル場合ニ於テハ

市町村長又ハ團長ノ指揮ニ從ヒ行動スルヲ
妨グズ市町村長ハ其ノ擔當スル防空業務ニ付
警察署長ニ協議シ警防團ニ指示スルコトヲ得
1、警防團の行動とは警察業務の執行即ち警察
執行務である、從て其の最高の指揮官は最高
警察官吏たる警察部長である。

2、緊急已むを得ざる場合に於ては、警防業務
の執行指揮を市町村長又は團長に認められて
ゐるが、之等が破壊消防其他行政官廳に非
ざれば執行し得ざる事項をも代理し得るもの
でないことは、警察部長に之が權限を認めら
れざるに見ても明かである。

3、警察官吏、消防官吏が代理し得ることは當
然である。

4、市町村長の指示は傍系よりする指揮の意で
警察消防に屬せざる防空の業務にして防空法
上市町村長の職任に屬するもの、指揮は市町

村長が行ふのである。(但し此の権限は指定市町村に限るものと解す)

◇ 區域外應援

第十條 警防團ハ警察部長又ハ警察署長ノ命ニ依リ其ノ區域外ノ警防ニ應援スベシ
災害警防機關たる警防團は、如何に其の定員を増し施設を充實しても、之を以て充分なりと云ふ限度はない、又假に在るとしても其の限度を充實することは容易のことではないから、應援の計畫は警防團訓練の重要事である。

◇ 訓練

第十一條 地方長官及警察署長ハ警防團ノ訓練ヲ行フベシ

警防團訓練實施ノ義務ヲ地方長官及警察署長に課せられた規定であつて、警防團を質的に向上せしむる爲には、特に訓練の重要性を認められてゐるのである。

◇ 消防署長の権限

第十二條 警視廳官制及特設消防署規定ニ依リ

設置スル消防署ノ管轄區域ニ於テハ本令中水
火消防ニ關スル警察署長ノ職務ハ消防署長之
ヲ行フ

1、第一條の水火消防と本條のそれとは多少異なることを留意せねばならぬ、第一條は警視廳官制及特設消防規程に在る用語をその儘使用せられてゐるが、本條の水火消防には第一條の水火消防の外に防空中に包含せられてゐる水火消防をも含むのである。
2、消防署長の権限を條文に依り明示すれば次の如くである。

(イ) 消防署長の権限として明かなるもの

第九條、第十條、第十一條

(ロ) 稍錯綜するもの

第七條、第八條

◇ 服務規程及懲戒

第十三條 警防團員ノ服務紀律及懲戒ニ關スル規程ハ地方長官之ヲ定ム。

消防組規則の第九條と變りはないので説明を略する。

◇ 市町村財政に關係ある事項に對する市町村長の意見提出

第十四條 警防團員ノ定員及給與並ニ警防團ニ必要ナル設備資材ハ市町村會ニ諮問シ地方長官之ヲ定ム
前項ノ設備資材ハ市町村ニ於テ之ヲ備フベシ

1、定員、給與、設備、資材は地方長官が定めるのが原則である、從て第二條に依り市町村長が是等を定めて申請して來るのは本來逆である。

2、市町村長が申請して來る場合の外は市町村會に諮問せねばならぬ、但し諮問の答申には地方長官は拘束せられるものではない。

3、給與には手當、病傷療治料、給助料、弔祭料等が考へられるのである。

4、設備資材としては機械、器具、建物、貯水槽、警鐘槽等である、是等は市町村に於て、

其の費用を負擔し設備すべきものであつて、其の所有權は市町村に屬すること勿論である、其の使用は擧げて國家機關たる警察署長、警防團長の管掌する處となるのである。

◇ 費用負擔關係

第十五條 警防團ニ關スル費用ハ市町村ノ負擔トス
費用は其の市町村の負擔であることは舊消防組と同様である。

◇ 第十四條以外の事項に對する市町村長の意見提出

第十六條 市町村長ハ地方長官又ハ警察署長ノ諮問ニ應ジ警防團ニ關シ意見ヲ答申スベシ
地方長官又は警察署長の諮問に對しては、市町村長は警防團に關し意見を答申することになつてをる。

◇ 町村組合、町村制を施行せざる地の本條の適用

第十七條 町村組合ニシテ町村ノ事務ノ全部又ハ役場事務ヲ共同處理スルモノハ本令ノ適用ニ付テハ之ヲ一ヶ町村、其ノ組合管理者ハ之ヲ町村長ト看做ス

町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ本令中町村ニ關スル規定ハ町村ニ準ズベキモノニ町村長ニ關スル規定ハ町村長ニ準ズベキ者ニ之ヲ適用ス

1、町村組合に對するもの、團令の適用は之を一町村に、其の組合管理者は之を町村長と看做されるのである。

2、町村制を施行せざる地に於ける團令中の町村に關する規定は町村に準すべきものに、町村長に關する規定は其の町村長に準すべき者に適用せられるのである。

◇ 六大都市に別に設くる團體

第十八條 内務大臣ノ指定スル市ニ於テハ警防團ノ外地方長官ノ認可ヲ受テ市長ハ其ノ擔當スル防空業務ニシテ地方長官ノ指定スルモノ

ニ從事セシムル團體ヲ設置スルコトヲ得本條に依り團體を設置し得るは六大都市に限る。

第十九條 第四條乃至第十一條及第十五條ノ規定ハ前條ノ團體ニ之ヲ準用ス 但シ地方長官又ハ警察部長トアルハ市長、警察署長トアルハ市長ノ定ムル者トス

六大都市に於ける取扱については説明を略す

◇ 災害現場に於ける兩團體の統制指揮

第二十條 地方長官警防業務ノ統制上必要アリト認めルトキハ第十八條ノ團體ヲ指揮スルコトヲ得

警察署長職務執行上必要アリト認めルトキハ第十八條ノ團體ニ對シ指示スルコトヲ得 團令第十八條の規定に依り六大都市に於て防空業務從事の爲設置する團體の統制指揮權である。

◇ 要領可事項

第二十一條 第十八條ノ團體ノ名稱及組織並ニ

團員ノ定員、服務方法、服務紀律、懲戒、服裝及給與ニ關スル事項ハ地方長官ノ認可ヲ受ケ市長之ヲ定ム 名稱に付ては警防團の名稱は不可ないのである。

附 則

本令ハ昭和十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス 但シ警防團及第十八條ノ團體ノ設置ニ必要ナル手續ニ關スル規定ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス 消防組規則ハ之ヲ廢止ス



郵便年金法の

改正に就て

郵便年金法中改正法律は、第七十四議會の協賛を経て、三月三十日公布せられたが、改正の

跡を窺へば現下の時局が多分に反映せられてゐるのである、尤も國民生活の安定、國民貯蓄奨勵、軍事援護の一端がそれである、今これを説明すると、改正の主點は大體次のような、三つになるのである。

一、今までの制度では、年金の契約者が死亡した場合には、年金の給付は打切られることとなつてゐたのであるが、この點が改正法では保證期間付年金制となつたので、加入してから一定期間内に契約者が死亡しても、仍其の殘存期間中は契約者の遺族に年金が渡されるのである。

二、今までは、年金を受取つてゐた者が死亡してしまへば、それきりで打切られることとなつてゐたのが、改正法に依れば、戦争又は事變によつて死亡した場合には、その遺族に特別な金額の給付があるのである。

三、今まで郵便年金の掛金は、一時拂の外年拂ひ、半年拂ひ、月拂ひと云ふやうに、決つた分割拂ひが認められてあつたのだが、改正

法では、掛金の隨時拂制を採つたのである、この制はつまり今日の貯蓄奨励を加味せられたもので、軍需工業關係者などで、非常に収入の殖えた時は澤山掛けさせ、もし収入の減つた場合でも困らないようにすると云ふやりかたである。

× × × × ×



護國神社の制度確立に就て

今回招魂社制度の改善が企圖せられて、愈々此の四月一日より招魂社の社名を護國神社と改稱せられ、其の制度の確立を見たのである。

抑も招魂社制度の始まりは遠く明治の初年であつて、今日迄で殆んど自然の發展に任せられた感があり、神社制度として頗る不備な點が多

かつたので一般識者の間に於ては、夙に其の改善整備の要望があつたのである、殊に今事變勃發以來招魂社崇敬の念が漲り國家の宗祀として之が制度確立の必要が痛感せらるゝに至つたのである。政府に於ても鋭意制度改正に關す諸準備を進められて、三月十五日右に關する諸法令が公布せられ、四月一日より施行せらるゝこととなり、此の時局下に最も意義深きこと、考へるので招魂社の沿革と改正の概要を左に述べる。

沿革

招魂社は長くも嘉永六年以來、唱義精忠國事に斃れた者、明治元年伏見戰爭以來東征各地の討伐に従軍戦死したる者等の、忠節を嘉し給ひ其の忠魂を永久に慰め給ふ特別の御思召を以て明治元年五月十日、京都東山に新たに祠宇を建て、其の英靈を祭祀し、尙は向後王事に身を殲した者をも合祀あらせらるべき旨、太政官布告を以て仰出されたのを起源とするのであり、この五月十日に 明治天皇の下し給ふた御沙汰書

を拜するとき、如何にこれ等殉國の志士の忠節に對して御嘉賞と御哀悼の情を垂れさせ給へるかどうかはれるのであつて、洵に國民の恐懼感激に堪へざる處である。明治二年には、東京九段坂に東京招魂社が創建せられ、明治七年には舊藩主又は人民の私設に係る各地招魂場は爾今官費を以て維持せらるべき旨仰出され、翌八年、其の支給定額を定めて茲に官祭招魂社の制度が誕生するに至つたものである、更に八年には従來京都東山に合祀せられた英靈のみならず、當年迄各地に於いて皇軍に斃れた英靈を併せて東京招魂社に合祀せらるゝこととなり、各地に於ける招魂場は従前の通り存置せしめ社名を初めて招魂社と統一せられたのである、明治十二年には東京招魂社を靖國神社と改稱せられ別格官幣社に列せらるゝ旨仰出され、爾後數次の戦役事變に殉難忠節の士を合祀せられ今日に至つたものである。

制度確立の要點

社名を護國神社と改稱すると共に、招魂社の

沿革と祭祀の實情とを考慮して、現行の府縣社以下神社に關する制度を適用したことであり、元來の招魂社なる字義は、在天の神靈を臨時に招齋するが如くに聞え、萬世に亙り神靈の鎮座坐します神社名としては、妥當を缺く虞れがあるので、護國神社と改稱せられたもので、「護國」の稱は、長くも明治五年十一月二十八日徵兵令制定の勅語に明治十五年十一月四日陸海軍々人に賜はりたる勅諭に、又明治十八年十月二十七日軍旗授與式の勅語に、何れも「國家保護」との御言葉を拜し、思ひを此の大御心に效せば、護國神社御祭神の勳功を稱ふるに最もふさはしく、又既に護國の英靈等の用語が用ひられて、いとも親しみ深く社名として、誠に此の上なき敬稱と存せられるのである。

護國神社の制度は大體に於ては、府縣社、郷社、村社等所謂の府縣社以下神社の制度を適用して之を明確にせられたことである、従來の招魂社は、神社の制度として之を見れば頗る不備ではあつたが、素より神社であり行政的に永年

府縣社以下神社の制にならつて取扱はれて來たつたものであつて、今回の改正に當つてもこの沿革を尊重し、之を現行神社制度の軌道に乗せる方針によつて取扱ふを適當とせられたのである、社格に於いても従前の通り之を附せざるものとし、祭祀、神職、神饌幣帛料の供進、財産會計等に關して總て府縣社以下神社に關する諸法令が適用せらるゝに至つた。

護國神社は一般神社と多少異つた沿革と意義とを有するために、其の特異性を發揮し彌々其の御神威を發揚するに努められた次第である。

x x x

惟ふに現下の時局は、極めて重大であつて國を擧つて國策の遂行を期し其の總力を傾注し東亞新秩序の建設に邁進しつゝある此の時に方り護國神社制度の確立を見るに至れるは我等國民の欣とする處にして誠に意義深きものあるを覺ゆるのである。

長くも招魂社が明治初年、皇室の特別の思召

によつて創始せられたことを想起すると共に、我等國民は彌々護國神社奉養の誠を致し、一死以て至誠報國の範を垂れさせ給へる御祭神の神功を偲んで龜鑑となし、臣民たるの道を顯揚し大いに神國日本の前途に榮光あらしめねばならぬ。

x x x

官祭鳥取招魂社も護國神社制度の確立に伴つて、四月一日より護國神社と改稱せられたが、これと同時に鳥取縣護國神社に内務大臣の指定があつたのである、今その沿革と御祭神に就て之を誌せば。

沿革

鳥取縣護國神社はこの度神社制度の改正せらるゝ前には、官祭鳥取招魂社と稱し、舊鳥取藩主贈從一位池田慶徳朝臣、戊辰戰役に從軍戰死せる士の忠魂を慰むるため、明治元年十一月、地を現鳥取市行徳字角臺に卜し、祠宇を假して祭典を執行せるに濫觴す、その後明治三年五月

地を鳥取市中ノ郷字濱坂に遷し同八年、に至り當招魂社の經費は官費を以て辨することゝなれり、これによりて爾後鳥取招魂社は官祭鳥取招魂社と稱するに至る、その後右地は鳥取市を距ること遠く遺族の參拜に不便なるを以て、同十二年十一月、鳥取市西町(現商工獎勵館敷地)に奉遷し、同二十九年三月、更に社地を幽邃閑雅の現地に定め、上町樗谿に奉遷して今日に至る。

御祭神

鳥取招魂社創設の當初より今日に至る合祀英靈の御柱は

藩士 一〇二柱

西南戰役戰死者 二九三柱

日清戰役戰死者 一二四柱

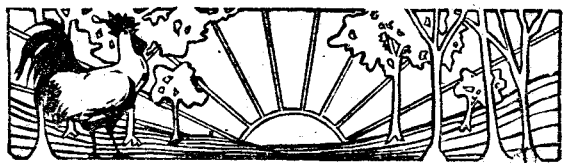
日露戰役戰死者 一、五〇六柱

滿洲事變戰死者 一七九柱

日支事變戰死者 二八二柱

其の他 二五柱

この度(四月十九日)合祀せらるゝ英靈二七柱



銃持つ心て一票報國

鳥取縣知事 副見 喬雄

我等國民が選舉を通じて國政に參與することは、帝國憲法御制定に基くものであつて、憲法御制定に當り 明治天皇が深く我等國民に御信賴御期待を懸けさせ給ふたことを拜承し居常天業輔翼の誠を盡さんとしてゐる次第である。

支那事變勃發以來既に一年九ヶ月餘我國總力を擧げて一方破邪顯正の劍をとり他方興亞の聖業新秩序建設に遭遇してゐる現狀であつて、斯る刻下の時局に於て政治の適否は直に聖業貫徹に影響大なるものあること瞭である。

鳥取縣民は五月四日行はれる選舉に際し、國

政に參畫するの機會に出會したのである、縣民各位は自肅自戒矚覺すべき不正な事態を排撃するは勿論、進んで一人一人が前線に在る心持で興亞の聖業を輔成する爲、報國の赤誠を發揮することを期待して已まぬ次第であります。



千代川廢川埋立地
甘藷栽培團體勤勞作業

酒精原料甘藷栽培地として千代川廢川地二町二反余を開墾する縣廳職員並に鳥取市内中等學校職員生徒、縣農會、專賣局出張所職員の團體勤勞作業は去る四月二十三日日曜日を以て實施し

た。副見知事、原前經濟部長、各部課長各學校長以下作業人員二千五百人、手に手に鍬スコップを携へて、午前八時三十分には全員現場に集合整列し、國旗掲揚、國歌合唱、宮城遙拜、默禱の後長官の挨拶あり、聖戦下に於ける官民一致協力總親和長期建設の重大決意の必要を強調して特に本縣下に於ける各種重要農産物の増産を説き、甘藷増殖本年百萬貫の割當を受けて現下農村の事情よりして其の相當困難を伴ふ點、指導獎勵の任に當る者の覺悟の要を述べ整地より收穫調製迄約八ヶ月に亙る長期團體勤勞を要望せられて彌々作業に入り全員勇ましく活動して正午までにはその全地域の開墾と排水路、道路の築成を終り、排水堤の築造も其の大部分を終つたが、不幸沛然たる雷雨の襲來に遇ひて午後の作業を繼續する事能はず遂に引揚るの止むなきに至つた。爾後引き続き休日を利用して勤勞報國に當る事となつてゐる。

以下該作業の概要を記す。

一、耕起地域總面積 二二反六一七

- 一、防水堤 長サ八十四間 高サ五尺
- 一、排水溝 長サ二百十間 巾三尺
- 一、整地、畦立、元肥施用 深サ二尺
- 一、植付及灌水 五月十七日—廿一日
- 一、管理 (灌水、摘心、除草、追肥、蔓返し、收穫) 臨機
- 一、切干乾燥 學校のものは各學校にて 縣廳のものは各自宅にて



農業報國聯盟
鳥取縣支部結成式

四月十四日午後二時縣會議事堂に於て中央より畜産局長以下農林省各局係官列席のもとに農業

報國聯盟鳥取縣支部結成式が舉行せられた。當日縣官並縣農林漁業團長等約百五十出席し、經濟部長の支部結成經過報告あり、支部長に知事を推戴、支部長挨拶並に縣會議長、縣農會長、祝辭、規畫課長の支部宣言朗讀、畜産局長の「農業報國と生産計畫」と題する講演あり盛會裡に午後五時閉會した。斯くて農業報國聯盟鳥取縣支部宣言に基き官民一致農業報國に進むることとなつた。宣言並に規約は左の如くである。

- 宣 言
- 一、農林漁業ヲ以テ國ニ報ズルノ精神ノ具現ヲ期ス
 - 一、戰時農山漁村對策ノ實行ノ確保ヲ期ス
 - 一、和衷協同ノ精神ニヨル産業諸團體ノ整備擴充ヲ期ス

00342

農業報國聯盟鳥取縣支部規約

- 第一條 本支部ハ農業報國聯盟鳥取縣支部ト稱ス
- 第二條 本支部ノ事務所ハ鳥取縣廳内ニ之ヲ置ク
- 第三條 本支部ハ農業報國聯盟ノ綱領ニ則リ目的達成ニ必要ナル事業ヲ行フ
- 第四條 本支部ハ別ニ掲クル産業團體ヲ加盟團體トシ聯盟ノ趣旨ニ共鳴シ本支部ノ事業ニ協力スル團體ヲ贊助團體トス
- 第五條 本支部ニ支部長一名理事若干名(内理事長一名)評議員若干名ヲ置ク
- 第六條 支部長ハ知事理事長ハ經濟部長ヲ以テ之ニ充ツ
- 理事及評議員ハ加盟團體及贊助團體關係者縣經濟更生委員會委員並學識經驗アル者ノ中ヨリ之ヲ委嘱ス
- 第七條 支部長ハ支部ノ會務ヲ總理シ支部ヲ代表ス

支部長事故アルトキハ理事長之ル代理ス

第八條 理事ハ支部長ヲ輔佐シ支部ノ會務ヲ掌理ス

評議員ハ本支部ノ事業ニ關スル重要ナル事項ニ付支部長ノ諮問ニ應ジ意見ヲ開陳スルモノトス

第九條 本支部ニ幹事若干名(内幹事長一名常任幹事若干名)ヲ置ク

幹事長ハ規畫課長ヲ以テ之ニ充テ支部長之ヲ委嘱ス

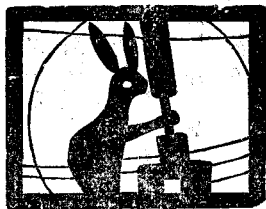
幹事ハ支部長ノ命ヲ受ケ事務ニ従事ス

第十條 本支部ニ主事若干名ヲ置キ支部長之ヲ委嘱ス

主事ハ上司ノ命ヲ受ケ庶務ニ従事ス

第十一條 本支部ノ經費ハ補助金及室附金等ヲ以テ之ヲ充ツ

00343



養兔報國の奨励

家兔の毛皮は今や軍需用品として幾らあつても足りない程で、農山漁村共老人や子供の餘剩勞力を利用してうんとその増産を圖り、畜に軍需を充たすに止らず、進んで大に外國輸出にまで及んで國際貸借の改善に資する事は銃後國民としての重大なる奉公の一つであらう。

尙その肉は美味淡白で榮養に富み、農山村榮養問題の調整から云つても大なる役割を果すこととなり、一面その踏糞の堆積は耕地の能力減退を防いで金肥の驅逐をなす一助ともなる、實に一石二鳥三鳥の好事業と考へる。希くは各戸小數宛の家兔飼養報國を成し度いものである。

一、家兔の種類

非常に多くの種類があるのであるが、本邦に飼養せられてゐる毛皮用の優良種としては(1)ニ

ユーシランドホワイト種 (2) 白色改良日本種

(3) ベルデアイヘーア種 (4) チンチラ種 (5) ホワイトフレミッシュユチャイアント種等がある。

ユーシランドホワイトは體質強健で蕃殖力強く溫和にして管理が容易である。遺傳力が強くて白色改良日本種と交配すれば被毛体軀共に改良せられて優良な仔兔を得るに由い。白色改良

日本種は日本白色種、白色改良地方種、メリケン種、イタリアン種等の名稱で呼ばれてゐる。

性質強健温順で蕃殖力強く、粗放な飼育管理にも堪へ吾國の氣候風土上にも適應してゐる。ベルデアンヘーアは性活潑であるが、稍落付なく

體質がやゝ弱い。チンチラ種は成立が日尙淺いのでまだ品種が落ちついてゐない。ホワイトフレミッシュユチャイアントは性質温順で蕃殖力も

強いが體質稍弱く、飼料の消費量が稍多い欠點がある。

二、飼育の方法

1、飼料の種類

鳥取縣公報 第千廿四號 昭和十四年四月二十八日 (第三種郵便物認可) 二七

一日一握り宛必ず與へる

- (11) 塩類は是非必要である食塩とコロイカルを濃厚飼料の百分の一宛混入すること、濃厚飼料を與へぬ場合は水一合に一つまみ宛どかして與へるがよい。

- (12) 給食後二時間にして殘食があるのは給食が多すぎるか消化不良である。

- (13) 左記飼料は與へぬやう注意せねばならぬ濡れた綠飼又は多汁な飼料(燕苔大根の多給)

酸酵又は腐敗した飼料

凍結した飼料

芽の出た馬鈴薯

キンポウゲ、キツネノボタン、トリカブト、ドクウツギ、ヒガンバナ、テウセンアサガホ、アセビ、ドクゼリ、キツネノカミソリ、デギタリス、スキセン、タヂイヌタデ、ヤブカラシ等の毒草
生姜、玉葱、胡椒、韭等の刺戟性に富む

もの

3、管理上の注意

- (1) 兔の躰は常に乾燥して居らねば健康上よくないし毛が糞尿で汚れるから飼育箱は清潔乾燥ならしめ、敷藁は新しいものを用ひる時々取り替へること。
- (2) 晝間休眠して夜活動する習性上給餌の外は成るべく近寄らぬ様にし飼育の場所も静かな處を選ばがよい。
- (3) 犬、猫、鼯、鼠、蛇の襲撃防禦の設備に注意すること。
- (4) 病氣に對する抵抗力が弱いから平素健康に注意し、病兔は早期に發見して治療し重症のものは速に處分するがよい。
- (5) 日光は保健上必要であるが長時間直射日光に晒すと毛の質が損する。又西日も遮ざるがよい。
- (6) 冬の北風又は雨雪の箱内吹込を防ぐこと飼育箱は時々洗滌消毒(クライト、〇〇倍液)すること。
- (7) (8) 兔を持つ時は被毛を損傷せぬやう背部中央より稍前方の毛洗を大きく握むがよい尚、蕃殖、育成、疾病とその手當等實際飼育するに當つて研究を要することは多いのであるが便宜上省略する。實地飼育に當つては農會其の他について詳しく研究してその萬全を期せらるゝ事とし、養兔による國策協戮に精進せられん事を冀ふ次第である。

- (8) 兔を持つ時は被毛を損傷せぬやう背部中央より稍前方の毛洗を大きく握むがよい尚、蕃殖、育成、疾病とその手當等實際飼育するに當つて研究を要することは多いのであるが便宜上省略する。實地飼育に當つては農會其の他について詳しく研究してその萬全を期せらるゝ事とし、養兔による國策協戮に精進せられん事を冀ふ次第である。

